



CFOのための 国際税務戦略

1

村田守弘
公認会計士・税理士

本邦上場企業の税務戦略の 巧拙について

当期純利益ランキングによる 税務戦略分析

最近の新聞紙上を賑わしている国際税務の話題は、アップルやスターバックスのようなグローバル企業の手続き過ぎた節税対策である。では、本邦上場企業の節税対策はどの程度であるのか。企業が節税を行っているか否かは、決算書から知ることができる。節税を積極的に実施している企業の実効税率は低く、そうでない企業の実効税率は法定実効税率に近い。企業の実効税率を手掛かりにして、本邦上場企業の税務戦略の巧拙を検討した。

本邦上場企業の税務戦略の巧拙の検討は、ユーレット(上場企業約四〇〇〇社の決算書などの情報を分析できる企業価値検索サービス)の当期純利益ランキング一位から二〇位の企業をしてみたが、それらは三菱UFJフィナンシャル・グループ、日本電信電話、三菱商事等で、日本を代表する企業ではあるが、規模が大き過ぎる。標準的と思われる上場企業を選んで分析することの方が、CFOの参考になると考えた。やや筆者の独断のきらいはあるが、標準的と思われる上場企業をユーレット当期純利益ランキング一〇〇位から二二〇位の企業とした。その中に入る企業の業種は、化学

四社、機械三社、サービス業と陸運業はそれぞれ二社、他の業種はそれぞれ一社であった。化学四社は、クラレ、積水化学工業、日東電工、ユニ・チャームである。さらに、同業比較が有用であると考え、化学四社の直近の有価証券報告書の税金に関する脚注情報を集めた。その結果は左ページの図の通りである。なお、分析目的から、筆者が法定実効税率の調整欄での表記を変更してあることに留意願いたい。

注目すべき調整項目… 試験研究費等の特別税額控除等

法人税の法定実効税率は、約三八％である。それに対して、クラレの法人税等の負担率は三五・四％、積水化学工業は二九・八％、日東電工は三〇・二％、ユニ・チャームは三三・九％であった。法人税等の負担率の低いユニ・チャームは、税務戦略巧者であるのか? または、法人税等の負担率の高いクラレは、税務戦略下手であるのであろうか?

後述するが、法人税等の負担率の多寡は、ある程度税務戦略の巧拙を示すことは事実であるが、単に負担率比較で税務戦略の巧拙を判断することは拙速である。ポイントは、法定実効税

率と法人税等の負担率の差の調整項目を検討することである。税務戦略の巧拙の分析目的から注目すべき調整項目は、(一)試験研究費等の特別税額控除等、(二)在外子会社の税率差異、(三)評価性引当額、(四)永久に益金(損金)に算入されない項目の四つである。

試験研究費等の特別税額控除等について検討する。左記の如く、税額控除は各社の税率を下げる効果がある。

クラレ △二・四％

積水化学工業 △七・九％

日東電工 △四・四％

ユニ・チャーム △〇・六％

クラレの税金等調整前当期純利益は四四九億円である。上記税額控除の節税効果は一〇・八億円(≒四四九億円×△二・四％)もある。さらに、クラレの税引き前利益率は約二二％である。もし、節税効果がなければ、同じ利益水準を保つには、一〇〇億円近くの上が必要となることは、容易に想像できる。以上より、積水化学工業の△七・九％、日東電工の△四・四％の節税効果も多額である。上記観点から考えると、クラレ、積水化学工業、日東電工は、税務戦略巧者であると言える。

クラレの例から明らかのように、試験研究費等の特別税額控除等を洩れなくとると、一〇〇億円近い売上に匹敵する経済的利益を企業にもたらす。CFOが管理・監督する税務部門は、コストセンターとしてとらえられていることが多いが、CFOに求められることは、税務部門をプロフィットセンターに変革するリーダーシップの発揮である。ある取引を行った時、税務部門はその取引に税務上の恩典があるか否かを検討する必要があるが、それだけでは、プロフィットセンターとしての税務部門とは言えないであろう。むしろ、能動的に税務上の恩典を探すことが必要となる。

特に、グローバルに事業を展開する企業においては、全世界レベルで、税務上の恩典を探すことが必至となる。

パテント・ボックス税制について

試験研究費等の特別税額控除等の税務メリットに関連する事項として、パテント・ボックス税制がある。英国を例にとつてパテント・ボックス税制の概要を紹介する。英国パテント・ボックス税制(※)は、特許化された製品プロセス・サービスを利用して利益を稼得している英国法人税の課税対象法

人を適用対象とする。その恩典は、一定の利益に対して実効税率一〇%を適用するものである。当該法人は特許権を所有または税制ライセンスイン(exclusively license-in: 英国税制において排他的な特許権の使用権を有すること)し、当該特許権あるいはその応用に対する税制適格研究開発活動(qualifying development)を実施していることが要件となる。なお、適用対象法人の範囲は単一人に留まらず、一定の能動的な所有条件(entrepreneurship condition)を満たすことを前提に、グループ内の法人が税制連絡研究開発活動を実施していた場合には、当該グループの他の法人が適用対象法人となることも可能である。

パテント・ボックス税制は、英国のみならずEUのドイッを除く多くの国で既に採用されている。しかし、パテント・ボックス税制は、行き過ぎた節税に繋がるという批判もある。グローバルに事業展開をしている企業のCFOにとつて、パテント・ボックス税制自体を知ること、そして、その動向を知ることとは大事である。

今回は、税務戦略の巧拙の分析目的から注目すべき調整項目の二番目、在外子会社の税率差異について検討を加えたい。

●税金開示情報(要約)

株式会社クラレ (単位=百万円)	
当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	
税金等調整前当期純利益	44,901 (100%)
法人税等合計	15,889 (35.4%)
↓ 下記①参照	
当連結会計年度 (2013年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	37.7%
試験研究費等の特別税額控除等	△2.4
在外子会社の税率差異	—
評価性引当額	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	①35.4%

日東電工株式会社 (単位=百万円)	
当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	
税金等調整前当期純利益	63,455 (100%)
法人税等合計	19,113 (30.1%)
↓ 下記③参照	
当連結会計年度 (2013年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	37.6%
試験研究費等の特別税額控除等	△4.4
在外子会社の税率差異	△8.0
評価性引当額	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	③30.1%

積水化学工業株式会社 (単位=百万円)	
当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	
税金等調整前当期純利益	44,495 (100%)
法人税等合計	13,274 (29.8%)
↓ 下記②参照	
当連結会計年度 (2013年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	37.8%
試験研究費等の特別税額控除等	△7.9
在外子会社の税率差異	—
評価性引当額	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.9
その他	△5.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	②29.8%

ユニ・チャーム株式会社 (単位=百万円)	
当連結会計年度 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	
税金等調整前当期純利益	64,283 (100%)
法人税等合計	15,371 (23.9%)
↓ 下記④参照	
当連結会計年度 (2013年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	38.0%
試験研究費等の特別税額控除等	△0.6
在外子会社の税率差異	△7.7
評価性引当額	△10.8
のれん等償却	2.0
その他	3.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	④23.9%